

## 神戸市地域活動事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、幼保連携型認定こども園及び民間保育所（以下「認定こども園等」という。）が、多様化する保育需要により積極的に対応するとともに、地域に開かれた社会資源として、認定こども園等の専門的機能を地域住民のために活用し、児童の福祉の向上を図ることを目的とした地域活動事業（以下「地域活動事業」という。）を行うにあたり、特別に要する経費について予算の範囲内における補助金を交付することについて、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 この補助金の交付の対象となる地域活動事業及び対象経費並びに交付額は、別表に掲げるとおりとする。

2 前項の地域活動事業については、その計画が定期的かつ継続的内容であることを原則とし、実施により保育効果が大いに高まると見込まれるもの及び地域福祉の向上が見込まれるものを対象とする。

(補助金の申請)

第3条 認定こども園等は、前条の補助金を受けようとするときは、「神戸市地域活動事業補助金交付申請書」（様式第1号）に「神戸市地域活動事業実績報告書」（様式第4号）を添えて市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めたときは「神戸市地域活動事業補助金交付決定通知書」（様式第2号）を認定こども園等に交付する。

2 市長は、補助金交付決定に当り、必要な条件を付することができる。

(補助金の請求)

第5条 認定こども園等は、前条の通知を受けたときは、「神戸市地域活動事業補助金交付請求書」（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第6条 市長は、前条の請求を受理したときは、補助金を認定こども園等に交付する。

(利用者の負担)

第7条 認定子ども園等が事業に関して必要なときは、利用者より実費の負担を求めることができる。

(施行の細則)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

2 平成元年4月1日施行の「特別保育科目設定実施事業補助金交付要綱」は廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年1月28日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

## 別表（第2条関係）

### 1. 地域活動事業

#### ①老人福祉施設訪問等世代間交流事業

老人福祉施設等への訪問、あるいはこれら施設や地域のお年寄りを招待し、劇、季節的行事、手作り玩具製作等を通じて世代間のふれあい活動を行う。

#### ②地域における異年齢児交流事業

在園児と地域の児童とが、地域的行事、ハイキング等の共同活動を通じて、異年齢児との交流を行う。

#### ③保護者等への育児講座

在園児の保護者及び、地域の乳幼児をもつ保護者等に対して、認定こども園等を拠点として育児講座を開催する。

#### ④郷土文化伝承活動

郷土の踊り、音楽、手作り玩具、焼物、伝承遊び等について、専門講師から指導を受ける。

#### ⑤退園児童との交流

退園した児童を認定こども園等に招き、社会性を養う観点から交流事業を行う。

#### ⑥地域の特性に応じた保育需要への対応

地域の保育需要に対応するため、地域の実状に応じた活動を行い、市長が特に必要と認めたもの。

### 2. 対象経費

地域活動事業に必要な経費

（費目）

賃金，謝金，需用費（消耗品費，印刷製本費，修繕費，食糧費〔茶菓〕，光熱水費，保健衛生費），役務費（通信運搬費），委託料，使用料及び賃借料，原材料費

### 3. 交付額

対象経費の実支出額から、事業に係る寄付金その他の収入額を控除した額と、次の補助基準額とを比較して少ない方の額の合計額の範囲内とし、一の認定こども園等につき25万円を限度とする。

ただし、豊かな心をはぐくむ教育推進事業による補助を受けている場合は補助対象外とする。